

平成十三年内閣府令第一号

内閣府本府組織規則

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)第四十三条第二項及び第四十四条第二項の規定に基づき、並びに内閣府本府設置法(平成十一年法律第八十九号)及び内閣府本府組織令を実施するため、内閣府本府組織規則を次のように定め

る。

目次

第一章 内部部局

第一節 大臣官房(第一条~第七条)

第二節 政策統括官(第八条)

第三節 独立公文書管理監(第九条)

第四節 賞勲局(第十条・第十二条)

第五節 男女共同参画局(第十二条~第十四条)

第六節 沖縄振興局(第十五条~第十七条)

第二章 施設等機関

第三章 特別の機関(第五十七条~第六十三条)

第四章 地方支分部局(第六十四条)

第五章 顧問及び参与(第六十五条~第六十六条)

附則 第一章 内部部局
(秘書室及び企画官)
第一条 総務課に、秘書室及び企画官を置く。
秘書室は、特に命ぜられた機密に関する事務をつかさどる。室長(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。
企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。
企画官の定数は、併任の者を除き、一人とする。(調査官)

第二条 人事課に、調査官二人を置く。
調査官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第一条の二 総務課に、調査官を置くことができる。
(調査官)

第二条 人事課に、調査官二人を置く。

第二条 人事課に、調査官二人を置く。
調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第二条 人事課に、調査官二人を置く。

うち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

(監査室及び調査官)

第三条 会計課に、監査室及び調査官二人を置く。

監査室は、内閣府の所掌に係る会計の監査に

関する事務をつかさどる。

(情報システム企画官及び企画官)

監査室に、室長(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。

調査官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち専門的判断に関する事項の企画及び立案を行う。

(情報システム企画官及び企画官)

監査室は、命を受けて、会計課の所掌事務の

うち専門的判断に関する事項の企画及び立案を行う。

(情報システム企画官及び企画官)

監査室に、室長(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。

調査官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち専門的判断に関する事項の企画及び立案を行う。

(企画官及び能率専門官)

企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち専門的判断に関する事項の企画及び立案を行う。

(企画官)

整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。

うち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

(調査室及び企画官)

第三条 総務課に、調査室及び企画分析官を置く。

調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

企画官は、命を受けて、審査官のつかさどる

経験に基づく情報の収集及び分析を行うことに

より、景気の総括的判断に関する事項の企画及

び立案の支援を行う。

企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち

特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち

専門的判断に関する事項の調査、企画及び立案

を行う。

企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務

のうち専門的判断に関する事務を助ける。

(企画官)

調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

(調査室及び企画官)

第三条 総務課に、調査室及び企画分析官を置く。

調査室は、命を受けて、審査官のつかさどる

行政各部の施策の統一を図るために必要と

する男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する調査研究の促進に対する配慮に関する事項

(第二項第二号に掲げる事務を除く)。

政府の施策が男女共同参画社会の形成に對する対策に関するものに限る)についての指導及

する助言に関するものを助ける。

行政各部の施策の統一を図るために必要と

する男女共同参画社会の形成の促進に関する次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する調査研究の促進に対する配慮に関する事項

二 男女共同参画局の所掌事務に関する政策の

と認められる施策を策定し、及び実施する

に当たつての男女共同参画社会の形成に對する配慮に関する事項

一 行政各部の施策が男女共同参画社会の形成に對する

男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。

調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務の

うち専門的判断に関する事務を助ける。

企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務

のうち専門的判断に関する事務を助ける。

(企画官)

一 国民経済計算部の所掌事務に関する連絡調整に關すること（国際基準課の所掌に屬するものと（国際基準課の所掌に屬するものを除く））。

二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課、地域課及びサテライト勘定課の所掌に屬するものを除く）。

三 国民経済計算を作成すること（他課の所掌に屬するものを除く）。

（国際基準課の所掌事務）

第三十五条 国際基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民経済計算部の所掌事務（国際連合その他の国際機関が作成する国民経済計算の体系に關する基準、指針その他これらに類するもの（次号において「国際基準等」という。）に關するものに限る。）に關する連絡調整に關すること。

二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準等と調和させるために必要なものに限る。）に關する連絡調整に關すること。

（国民支出課の所掌事務）

第三十六条 国民支出課は、国民経済計算のうち国民支出に關する経済計算を作成することをつかさどる。

（分配所得課の所掌事務）

第三十七条 分配所得課は、国民経済計算のうち国民生産課は、国民経済計算を作成することをつかさどる。

（国民資産課の所掌事務）

第三十八条 分配国民所得に關する経済計算を作成することをつかさどる。

（国民資産課の所掌事務）

第三十九条 国民資産課は、国民経済計算のうち国民資産に關する経済計算を作成することをつかさどる。

（価格分析課の所掌事務）

第四十条 価格分析課は、国民経済計算のうち価格に關する経済計算を作成することをつかさどる。

（地域課の所掌事務）

第四十一条 地域課は、国民経済計算の体系のうち地域経済計算の体系の整備及び改善を行うこと（国際基準課の所掌に屬するものを除く）。

並びに国民経済計算のうち地域経済計算を作成することをつかさどる。

（サテライト勘定課の所掌事務）

第四十二条 サテライト勘定課は、国民経済計算の体系のうちサテライト勘定に關する経済計算を作成することをつかさどる。

（迎賓館の所掌事務）

第四十三条 経済研修所（次条において「研修所」という。）は、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論並びに國民経済計算に關する研修その他の本府の所掌事務に関する研修（次条において「研修」という。）を行うことをつかさどる。

（総務課の所掌事務）

第四十四条 総務部及び研修企画官（総務部及び研修企画官）

一 研修所の所掌事務に關する連絡調整に關すること。

二 研修を受ける者の入所、退所その他研修を受ける者に關すること。

三 前号に掲げるもののほか、研修を行うこと。

四 前各号に掲げるもののほか、研修所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

五 運営課の所掌に關すること（運営課の所掌に屬するものと（運営課の所掌に屬するものを除く）。）。

六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

七 施設内の警備に關すること（京都事務所の所掌に屬するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、迎賓館の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（接遇課の所掌事務）

第五十条 接遇課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（運営課の所掌事務）

第五十一条 運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（迎賓館の位臵）

第四十六条 迎賓館は、東京都に置く。（館長）

第四十七条 迎賓館に、館長を置く。

2 館長は、迎賓館の事務を掌理する。（次長）

（京都事務所の位置）

第五十二条 京都事務所は、京都市に置く。（所長）

（京都事務所の所掌事務）

第五十三条 京都事務所は、京都市に置く。（所長）

（京都事務所の施設）

第五十四条 京都事務所に、所長を置く。

2 所長は、京都事務所の事務を掌理する。（京都事務所の所掌事務）

（企画官及び原子力専門調査官）

第五十五条 京都事務所は、京都市に置かれる迎賓館の施設（以下「京都迎賓館」という。）ににおける国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に關する事務をつかさどる。

（迎賓館に置く課等）

第四十九条 迎賓館に、次の三課及び京都事務所を置く。

（総務課）

接遇課

（総務課の所掌事務）

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館長の官印及び館印の保管に關すること。

二 迎賓館の所掌事務に關する総合調整に關すること。

三 迎賓館の職員の人事に關すること。

四 迎賓館の所掌に係る会計及び会計の監査に關すること。

五 迎賓館の施設及び迎賓館所屬の物品の管理に關すること（運営課の所掌に屬するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、京都事務所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

七 京都迎賓館における会計及び会計の監査に關すること。

八 京都迎賓館の警備に關すること。

（接遇課）

第五十一条 接遇課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（運営課）

第五十二条 運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（迎賓館の参觀に關すること）

一 運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（京都迎賓館の参觀に關すること）

一 京都迎賓館に、特定の政策目的の達成に資するための迎賓館の施設の利用に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に關すること。

三 前号に掲げるもののほか、京都迎賓館の施設に關すること。

（京都事務所）

第五十三条 京都事務所は、京都市に置く。（所長）

（企画官）

第五十四条 京都事務所に、所長を置く。

2 所長は、京都事務所の事務を掌理する。（企画官及び原子力専門調査官）

（企画官及び原子力専門調査官）

第五十五条 企画官及び原子力専門調査官（関係のある企画官）

（京都事務所に置く課）

第五十六条 京都事務所に、次の二課を置く。

（庶務課）

運営課

（接遇課）

（総務課）

（総務課の所掌事務）

第五十七条 地方創生推進事務局に、企画官を置くことができる。

2 企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

3 企画官は、命を受けて、知的財産戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行ふ。

（企画官）

第五十八条 知的財産戦略推進事務局に、企画官を置くことができる。

2 企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

3 企画官は、命を受けて、知的財産戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行ふ。

（企画官）

第五十九条 科学技術・イノベーション推進事務局に、企画官及び原子力専門調査官（関係のある企画官）

